

議会運営委員会会議録

令和8年9月14日（月）

（開 会） 13：00

（閉 会） 14：51

案 件

- 1 請願第18号 旧鎮西中学校跡地売却にかかる公募・審査・採点・落札における不透明性の解明のための百条委員会（地方自治法第100条に基づく特別委員会）の設置を求める請願

○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「請願第18号 旧鎮西中学校跡地売却にかかる公募・審査・採点・落札における不透明性の解明のための百条委員会（地方自治法第100条に基づく特別委員会）の設置を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するに当たり、紹介議員として、江口 徹議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員は紹介議員席にお着きください。

（ 紹介議員着席 ）

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○江口議員

「請願第18号」、請願書を読み上げ、趣旨説明とさせていただきます。

「旧鎮西中学校跡地売却にかかる公募・審査・採点・落札における不透明性の解明のための百条委員会（地方自治法第100条に基づく特別委員会）の設置を求める請願

（要旨）

旧鎮西中学校跡地の公募売却において、現職市議会議員が落札した経緯や採点過程において生じている疑惑を明らかにするため、百条委員会（地方自治法第100条に基づく特別委員会）の設置を求めます。

（理由）

飯塚市（以下「本市」）が実施した旧鎮西中学校跡地の公募型プロポーザル（売却）において、本市の現職市議会議員が参加し落札・購入する事態が生じました。公有財産は市民共通の財産であり、その処分にあたっては高度な公正性、透明性、ならびに社会的な納得性が不可欠です。

しかしながら、本件の審査・採点過程においては特定参加者に対する不正や不自然な加点や便宜供与の疑惑が指摘されており、我々市民としては、著しい不信感をもっております。

現職の市議会議員が本市の公有財産を取得する行為は、職務上得た内部情報の利用や審査への影響力を懸念させるものであり、仮に不正が事実であれば、飯塚市政治倫理条例および市議会議員としての高い道義的・政治的倫理に重大に違反するものであります。

市政に対する市民の信頼を回復し、売却手続きの正当性を検証するため、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会（百条委員会）を設置し、関係者の証人喚問および資料提出要請等を含む厳格な調査を実施することを強く求めます。

（請願事項）

1. 地方自治法第100条に基づく特別委員会（百条委員会）の設置

本件土地売却公募における審査過程、採点基準の適正性、および現職市議会議員の参加・落札経緯を詳細に調査するため、百条委員会を設置すること。

2. 採点過程および関係者接触履歴の全容解明

審査委員の採点票の開示、特定参加者への優遇措置の有無、ならびに公募・選定期間中における当該市議と市幹部・審査委員との接触状況等の調査を行うこと。」

以上でございます。どうぞ、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中委員

私のほうから何点かちょっと質問させていただきますが、「仮に不正が事実であれば」という記載がありますけども、請願書の理由には、「仮に不正の事実があれば、飯塚市政治倫理条例および市議会議員としての高い道義的・政治的倫理に重大に違反する」との記載がございます。この記載は、請願者ご自身が不正の存在を確認しておられないということを前提としたものと理解してよろしいでしょうか。

○江口議員

私、紹介議員でございまして、この点に関して請願者と細かく打合せはしておりませんが、この文章を読む限りでは、著しい不信感を——、理由の2つ目のセンテンスです。「しかしながら、本件の審査・採点過程においては特定参加者に対する不正や不自然な加点や便宜供与の疑惑が指摘されており、我々市民としては、著しい不信感をもっております。」とございます。だからこそ、疑惑が事実なのかどうなのか、不正が事実なのかどうなのか、それをしっかり調べていただきたいというのが請願の趣旨でございます。

○田中委員

次に、飯塚市政治倫理条例との関係ですけども、請願の理由では、飯塚市政治倫理条例への違反の可能性が述べられております。一つは、請願者は同条例に定められた手続を用いることを検討されたのでしょうか。

もう一つは、条例に基づく手続によらず、地方自治法第100条による調査を求める理由についてお示してください。

○江口議員

政治倫理条例の手続に関して検討したかどうかについては、私はお聞きしておりません。

あともう一つ何でしたっけ。なぜ百条調査を求めるのかに関しては、それは請願者の意思であります。請願者がどちらを選ぶのか、それは市民の権利でございますし、議会に対する、ある意味、期待もしくは信頼ではないかと思っています。

議会としてきちんと自浄作用を果たしていただきたいということではないかと思います。

○田中委員

次に、請願事項の1ですけども、審査過程及び採点基準の適正についてということで述べられていますが、請願事項1では、審査過程、採点基準の適正性を調査するとされていますけども、請願者は審査の過程及び採点基準について、具体的にどの部分がどのように不適正であると述べられておるのかが一つ。

それから、適正性を判断する基準として、請願者は何を想定されているのでしょうか。

○江口議員

1点目は審査過程、適正性について——、ごめんなさい、もう一遍。

○田中委員

もう一遍ゆっくり言いますね。1つずつ。分かりました。まず一つがですね、請願者は審査過程及び採点基準についてですね、具体的にどの部分がどのように不適正であるというふうに述べられているのかということが一つ。

○江口議員

そこについては詳しくはお聞きしておりませんが、一般質問等々でも、これに関しては指摘がっております。そのことを含めて述べておられるのではないかと考えております。

○田中委員

はい、分かりました。次、2つ目に行きますね。

適正性を判断する基準として、請願者は何を想定されているのか、お示してください。

○江口議員

それについては、それこそ議会が判断することだと思いますし、そこに関しては議会に期待されておられると思っています。ある意味、請願者は、ある意味、この地方自治法とかの行政の仕事についてプロではございません。ですから、その手続等に関して、プロであるべき議会、チェックする場であるべき議会がどのようにきちんとなされているのかを確認する、それを期待されているんだと思っています。

○田中委員

次に行きますね。本件の審査過程及び採点基準につきましては、これまで一般質問や所管事務調査において執行部から説明がなされ、一定の事実が明らかになっております。請願者は、これらの説明内容を承知の上で本請願を提出されたのでしょうか。

○江口議員

逆に言いますと、一定の事実が確認されて、そして、不信感を得たからこそ、請願を提出されたと思っています。

○田中委員

次ですけども、既に明らかになっている事実に加えて、なお説明されていないと考える事実には、具体的にどんなものがあるのでしょうか。

○江口議員

実際にその審査過程であったりとか、採点基準の設定であったりとか、それがどのようになされたのか、そこについては明らかになされていないでしょうし、審査委員の採点表ですね、誰が何点をつけたのかについても公表されておられません。そういったことも含めて確認していただきたいということだと思っています。

○田中委員

そしたら次にですね、請願事項1ではですね、現職市議会議員の参加、落札経緯の調査も求められておりますけども、請願者は、現職市議会議員が本件公募に参加したこと自体が法令上問題があると考えておられるのでしょうか。それとも、参加は適法であるが、選定過程に疑義があると考えられているのか、いずれでしょうか。

○江口議員

この点については、一般質問の中でも指摘がございました。そして、適法なのかどうなのかということに関して、市側の回答ははっきりと出されておられません。

ですので、そこを含めて調査していただきたいということだと考えております。

○田中委員

次に、請願の理由にはですね、職務上得た内部情報の利用への懸念が述べられておりますけれども、当該議員がですね、公募に関して、他の参加者が知り得ない情報を得ていたという具体的な事実の指摘はあるのでしょうか。

○江口議員

その点については、私は請願者から確認はしておりません。

○田中委員

審査への影響力の懸念もですね、述べられておりますけれども、この影響力が行使されたとする具体的な事実の指摘はあるのでしょうか。

○江口議員

それについても、請願者からお聞きはしておりません。

○田中委員

次に請願事項の2ですけれども、審査委員の採点表の開示が求められておりますけれども、本件の公募における審査委員の採点内容につきましては、インターネット上のホームページにおいて公にされている状況にあります。請願書はこの状況を御存じでしょうか。

○江口議員

その点については、請願者には確認はしておりません。

○田中委員

では承知してないということですが、公にされている採点内容に加えて、開示を求める情報は具体的に何を示されているのでしょうか。

○江口議員

審査委員各個人の採点表の開示であると考えております。誰が何点をつけたのかですね。

○田中委員

次に請願事項の2ですけれども、公募と選定期間中における当該市議会議員と市幹部、それから審査委員との接触状況等の調査を行うよう求められておりますけれども、この調査は具体的にどのような方法で行おうと思っているのでしょうか。

○江口議員

それについては、請願者の意図をお聞きはしておりませんが、以前、この前に百条委員会が立ったときは、現職市議会議員と市幹部ですね、そして納入業者との飲食等々が問題となり百条委員会が立ち上がりました。そういったことを含めて調査をしていただきたいということであるとと考えております。

○田中委員

次に、調査の対象期間及び対象者の範囲はどれぐらいのことを想定されているのでしょうか。

○江口議員

それについては、議会に考えていただきたいということだと思っております。当然のことながら、私ども市議会に関しては、来年の4月に選挙がございます。当然のことながら、引っ張ってもそこまでになるかとは思っています。

○田中委員

仮にですね、この接触事実が確認されたとしても、市議と市幹部ですから、それが直ちに不当な働きかけを意味するというものではないというふうに思いますけれども、適法な接触と不当な働きかけをどのような基準で区別するのか、請願者は何かお考えがあるのでしょうか。

○江口議員

それについてはお聞きしておりません。

○田中委員

あと百条委員会の手続の関係ですけれども、この地方自治法第100条に基づく調査はですね、正当な理由なく証言を拒んだ場合等にはですね、罰則が科せられるという、極めて強い権限を伴う例外的な手法であります。この間、一般質問、所管事務調査、資料要求、情報公開請求といった既存の手法では解明できない事実は、具体的に何かあるのでしょうか。

○江口議員

それについては分かりませんが、そこを含めてしっかりと調査していただきたい。それができるのが百条委員会であるので、その議会の権限をしっかりと議会は使っていただきたいというのが請願者の意思だと考えております。

○田中委員

住民監査請求とかですね、あるいは第三者による検証といった他の手法についても検討され

たんでしょうか。なぜ百条委員会を選択されたんでしょうか。

○江口議員

先ほども一部お答えしましたが、百条委員会、今回の請願を選ぶのか、政治倫理条例に基づく手続を選ぶのか、住民監査請求を選ぶのか、それは、選ぶのは住民の権利でございます。そして、こうやって請願を出したいという形がありまして、それに一定程度賛意を示したので紹介議員としてならせていただいたものです。これについては、住民が選択するものであり、そこを、順番をこうしろというのは、議会としては僭越だと思っております。

○田中委員

分かりました。

公募型プロポーザル方式による市有地売却につきましては、議会からの指摘も受け、執行部において課題の整理と今見直しが進められているところですが、一般質問における答弁により確認ができております。請願者はこの見直しが現在進行中であることは御承知でしょうか。

○江口議員

その点については、私は承知しておりません。

○田中委員

分かりました。

次に、百条委員会の調査の目的はですね、事実を解明し、自治体運営の是正及び改善につなげることにあると理解しております。既に議会の指摘も受けて改善が進められている現状において、改めて調査を行う必要性をどのように考えているのか、お示してください。

○江口議員

見直しがしっかりやられていると考えておられたら、この請願は出てきてないんだと思います。まだまだ不信感がある。だからその不信感をしっかりと払拭していただきたい。それを議会に期待して、請願を出されたものだと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

お疲れさまです。今の田中委員からの質疑と重複する部分も多々あるかと思いますが、ちょっと順立てて質問していきたいので、その辺はご了承いただきたいと思います。

まず初めに申し上げたいのが、今回の請願は市民から提出されたものであります。市有財産は市民の大切な財産であり、その売却について懸念が示されている以上、議会として真摯に受け止める必要があるとは考えています。ただし、その上で私は調査が必要かどうかということと、その調査手段として、現時点で百条委員会を設置する必要があるかということは分けて考える必要があると思っています。その観点から、紹介議員に何点かお尋ねします。

まず、第1の質問ですが、旧鎮西中学校跡地の売却については、令和5年9月に総務委員会において所管事務調査が行われています。また、紹介議員ご自身も、この紹介議員ご自身というのは小幡議員のことを指しますが、その後、令和5年12月、令和6年3月、令和6年6月と、一般質問において、本件を継続して取り上げられております。

まず、このように本件については、これまで議会において、一定の調査が行われてきたという認識でよろしいでしょうか。

○江口議員

一定の調査がなされたというのはそのとおりだと考えます。

○赤尾委員

ただし解明されてない部分が多々あると、そういうふうにご認識ですか。

○江口議員

そのとおりではないかと考えております。

○赤尾委員

私もこれまでの調査によって、全てが解明されたと申し上げるつもりはありません。それで次の質問に移らせてもらいます。

これまでの所管事務調査や紹介議員ご自身の一般質問によって、売却価格、公募条件、事業者選定委員会の構成、審査方法、採点など、相当具体的な事項まで確認されてきたものと認識しています。その上でお尋ねします。現在なお明らかになってない事実は、具体的に何でしょうか。

○江口議員

具体的に明らかになってないものを例示しますと、各審査委員個々の採点表の開示、そして、宅地建物取引業法に適法なのかどうか。この点についても確認されていないと考えています。その他について、私としては、確認はしておりません。

○赤尾委員

今挙げられた事項が、今回百条委員会を必要とする中心的な未解明事項であるという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○江口議員

具体的なって言われたので、私が具体的に確認が取れているのを2つ例示させていただきました。ただ、請願者が考えているのは、その審査過程であったりとか、採点基準の適正性であったりとか、そこら辺を改めてきちんとチェックをし直していただきたい。そしてまた、優遇措置があったのかなかったのか、当該市議と市幹部審査員との接触状況はどうであったのか、そういったものを確認していただきたいということだと思っています。何よりも、現職市議会議員が公有地を買うという、ある意味、異例なことが起きているわけです。そして、その現職市議会議員は、もともとその不動産を業としてやっておられた方ではないと思っています。

だからこそ、宅地建物取引業法で適用なのかどうなのかっていう質疑があって、それに対して、具体的にこれはクリアだよっていう答弁はなされておられません。一部一括して売却するからいいよっていう話がありましたが、その後でそれを覆す提案書であったかと思いますが、そういったものが指摘されております。そういうことも含めて、しっかりとこの売買が適法であったのかどうか。政治倫理条例とかも含めて、いいのかどうか。どうしても市議会議員が土地を買ったとなると、どうしても疑われる部分があるんだと思うんです。それでも、いやいやこれはね、きちんとこれこれこうやってやって、セーフなんですよと言うのであれば、それをしっかり示す。そのために、やれるところをきちんとやる。それが百条委員会だと思っています。百条委員会だからこそ、実際に証人であるとか、参考人であるとかをお呼びできます。そしてある意味強制力をもって質疑ができます。そういった解明を請願者は期待しているのだと思っています。

○赤尾委員

ちょっと1点確認なんですけどね、百条委員会というのは、基本的には行政事務に対する調査ですよ。そこはもう間違いありませんよね。ご認識として教えていただきたい。

○江口議員

そのとおりだと思っています。

○赤尾委員

令和5年の9月の所管事務調査、またその後の紹介議員の複数回の一般質問、で、今紹介議員が言われましたけど、いろいろ個別の内容ですね、言われましたけど、確かにそのことは指摘されて、行政からの答弁、執行部からの答弁も出てきております。そんな中で、例えば、所管事務調査、その後の一般質問、さらにその後ですね、新しく出てきた事実とか、資料とか、証言等があれば教えていただきたいと思います。

○江口議員

それについては、私は確認をしておりません。

○赤尾委員

新たな事実が特にないということであれば、後ほどお尋ねしますが、なぜこの時点で通常の議会調査、この私が言う議会調査というのは、所管事務調査、当然一般質問もそうです、情報開示請求もそう、資料要求もそうだと思うんですけど、この議会調査から百条委員会による調査へ移行する必要があるのかという点が重要になってくると思います。

質問を続けます。今回の請願は、議員提案ではなく、市民から提出された請願です。そこで、大切にしたいのは、請願者がこれまで議会で行われてきた調査をどのように受け止めているか、どういう認識かと、こういう点だと思います。請願者は、令和5年9月の所管事務調査やその後の紹介議員ご自身が複数回にわたり一般質問で本件を調査されてきたことを承知されているのかどうか、ここについてお尋ねします。

○江口議員

私は、その点については承知しておりません。

○赤尾委員

私はここで今回の判断においてですね、最も重要だと考えているのは、先ほど示された未解明事項について、一般質問、所管事務調査、資料要求など、通常の議会活動による調査をさらに継続しても明らかにすることが困難である事項は何なのかというところなんです。これについて、何か請願者から聞かれていることがあれば教えてください。

○江口議員

請願者からお聞きしている事項はございません。

○赤尾委員

再度の確認になるかもしれませんが、私が尋ねているのは、百条委員会を設置すればより詳しく調査できるという一般論ではなくてですね、現在残っているどの事実を明らかにしたいのかと、請願者はそれなりの思いもお考えもあると思います。それが通常の議会調査では足りず、百条委員会による調査がなぜ必要なのかと、その辺のことを具体的に、先ほどの田中委員の質問による回答ですね、直接は打ち合わせてないと、細かい打合せはしていないという答弁だったので、ここも答えられないのかもしれませんが、一応ちょっとお尋ねしときます。

○江口議員

先ほど田中委員にお答えしたとおりでございます。ただ、今回の請願に関しては、請願者が、先ほど申しましたが、どの手段を取るのか、選択するのは請願者の自由であります。権利であります。その中で、この百条委員会というところでやるのが適当であるとお考えになられたということであると考えています。

○赤尾委員

私は本件についてですね、今後調査する必要があるとは考えてないんです。当然調査すべきだと逆に思っている。疑念が残っているのであれば調査を続けるべきだと考えています。その上で、まず、通常の議会調査をですね、さらに継続する、そこで事実関係を確認する。それでもなお、通常の調査では解明できない具体的事項が残った場合に、百条委員会の必要性を改めて検討する。私はそうした段階的な調査方法もあると考えています。紹介議員にちょっとお尋ねしたいんですけど、この方法では不十分だとお考えでしょうか。

○江口議員

議会としてそのやり方をするというのは選択肢の一つであるとは考えています。ただ、今回請願者としては、百条委員会を設置して、しっかりと、今からもう残るのは半年ぐらいです、ペースを上げてやっていただきたいということではないかと思っております。

○赤尾委員

先ほどの田中委員とのやり取りの中でですね、紹介議員が言われたのが、請願者は市民であ

りますと、当然、私たちのような議会の事情だとか、議会運営のルールだったりとか、そういったところは分からないことが多いでしょう。要はプロではないという言葉で、さっき答えられたんですけど、だからこそですね、紹介議員の立場としてですよ、例えば、住民からそういう疑義が生じたと。だからその百条委員会を考えているんだよねという相談があったときに、打合せするときに、そういうのがまずきっかけじゃないかなと思うんですけど、そのときに、例えば百条委員会は大変重たいものです。当然のことながらコストもかかります。これは税金ですよ。そういったところも含めて、こういう調査の方法もあり、現状の議会はですね、そういったところを指摘して、改善も少し進んでいますよと、そういう助言というか、そういったことは紹介議員として、どなたでもいいです、3人おられるんで、あったかどうかを確認します。

○江口議員

私としては、そういった確認はしておりません。

○赤尾委員

それから調査の目的について、ちょっと確認したいと思います。今回百条委員会を設置することによって、最終的に何を明らかにしようとしているのでしょうか。また、調査によって問題点が明らかになった場合、その結果を今後どのように生かしていくことを請願者は求めているのか、お聞きでしたらお答えください。

○江口議員

請願者の思いは、この理由の頭ですよ。「飯塚市が実施した旧鎮西中学校跡地の公募型プロポーザル（売却）において、本市の現職市議会議員が参加し落札・購入するという事態が生じました。公有財産は市民共通の財産であり、その処分にあたっては、高度な公正性、透明性、ならびに社会的な納得性が不可欠です。」それを確認していただきたいということであると思います。

で、そこが不自然な加点や便宜供与という、ここに書いてある疑惑が本当であれば、それは当然のことながら、行政に猛省を促し、行政の仕事の仕方を変えていただかなくてはなりません。そういったことを含めて、議会に期待しておられるんだと考えております。

○赤尾委員

特定の方とか特定の事業者に対して何か便宜を払ったとか、何かそういう事実で、何か請願者は確認されているんですかね。

○江口議員

そこについては確認しておりません。

○赤尾委員

当然のことながらですね、疑義が生じて仕方がないと思っているんですよ。現職の市議会議員が市の公有財産を買ったんですから。ただし、この百条委員会という重たい調査を執行するに当たって、何かしらのですね、やっぱり根拠なり裏づけなりというのが必要になるんじゃないかと考えますが、紹介議員としてそれはどうお考えですか。

○江口議員

その点については2点、大きなものがあると思っています。宅地建物取引業法に違反してないかどうかは1点。もう一点は、採点過程において、実績の評価、そこが正しかったのかどうか。その2点については、しっかりと確認すべきものだと考えております。

○赤尾委員

ちょっと何か繰り返しの質問になるかもしれませんが、そこを解明するに当たって、一般の議会の調査、議会活動による調査じゃやはり難しいですかね。

○江口議員

今までも所管事務調査、そして一般質問があっておりましたが、その中で最後まで行き着い

たとは考えておりません。ですので、百条委員会という権限は非常に強力であり、事実解明に資するものだと考えております。

○赤尾委員

これ令和5年の総務委員会の所管事務調査というのは、私ちょっとさせていただきましたけど、3物件上げさせてもらったんですね。楽市小学校跡地、旧立岩交流センター跡地、それと旧鎮西中学校跡地です。そこを調査させていただいて、私はそのうちのですね、旧立岩交流センターについて、その後も令和5年以降も、所管事務調査を終えたその後もずっと追跡をしながら、あそこに関しては、その後に出てきた事実というのも結構ございました。そういった理由から、調査を継続させていただいています。

当然のことながら、問題提起させてもらって、その問題を指摘させていただいて、要望なんかも伝えていながらですね、現にですね、今、旧二瀬交流センターの売買に当たっては、1者応札でも落札者に選ばれなかったという、すごくその後の継続的な調査がですね、功を奏したというか、成果が上がってきたなと感じているんですけど。いきなり百条委員会バーンとやってですね、様々問題があると思いますよ、この公有財産の売却には。私はもう何も解決——、解決している部分もあるけれども、全てが解決したとは思っていません。そこは多分同じ考え方じゃないかなと思うんですけど。ただし、こういう制度をですね、改善していくというのは、やはりずっと継続していきながら、都度といいますか、一気にこう、制度をがらっと正しいものに変えるとかじゃなくてですね、段階的に、継続的にやるべきだと思うんですけど。それ、経験豊富な、知識豊富な紹介議員の江口議員はよく御存じだと思っているんですよ。そういう助言がなかったのかなあとは思いますが、その辺、なかったんでしょうね、相談にのられてないから。その辺、答弁できますか。

○江口議員

この請願について、私が携わったのは、もう最後のほうでございます。もう案文についても、こうやってやるよというふうなところをお聞きして、これについては私も賛同できるねというところでしたので、そこについて、そういったやり取りについては行っておりません。

○赤尾委員

ちょっとあんまりこれ、質問の場なので、意見はあまり言うとはよくないと思いますんで、最後に確認させてください。

私は事実関係を明らかにするだけでなく、そこで明らかになった問題を、今後の市有財産売却の制度や運用の改善につなげ、同様の問題を繰り返さないこと、そこが最も重要だと考えています。今回の調査についても、その目的の一つは、今後同様の問題を生じさせないための制度改善にあると、私理解していいですか。

○江口議員

そのとおりです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

請願者は、請願書にありますけど、一番最後にですね、「期間中における当該市議と市幹部・審査委員との接触状況等の調査を行うこと」と書いてありますが、これはどういう思いでこの文章が入っているんでしょうか。分かりますか。

○江口議員

その思いについては、私は直接は聞いておりませんが、調査が必要であるとお考えになったんであると推測いたします。

○川上委員

この請願の中心点は、実はここにあるのであって、このことについて紹介議員が請願者の意

図を聞いていないというのはちょっと不可解ですけども、本当に聞いてないんですか。

○江口議員

少なくとも私自身は聞いておりません。

○川上委員

ほかに紹介議員が2人おられますけど、この2人は直接お聞きになっているんじゃないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:40

再 開 13:43

委員会を再開いたします。

○江口議員

紹介議員間で確認をいたしました。請願事項の2の「公募・選定期間中における当該市議と市幹部・審査委員との接触状況」に関しては、市幹部と当該市議が飲食をしていたというお話を、請願者のほうは言われておられます。

そしてまたもう一点は、もう既に一般質問でも出てきましたが、本市副市長と当該市議が飲食したという事実もございました。そういったことも併せて、きちんと調査をやっていただきたいということでございます。

○川上委員

そうですね、久世副市長と坂平末雄市議会議員の飲食についてはですね、飲食があったということだけではないんですよね。久世副市長が半分かなと思う金額、つまり5千円を相手に渡して精算していただいたということを本人は認めているわけです。発言して。しかし、当該市議、坂平末雄市議のほうからはそのことが事実であるかどうかについては明らかになってないんですよ。

それで、このこともですね、今、紹介議員から言われましたけど、ご本人に聞かなければならないということがあるだろうと思うわけですね。この土地の売買契約が成立して1年半後のことではあるけれども、それほどの仲であったと。5千円だけ渡して、相手に精算してもらうと。それほどの仲であったということであればですね、副市長という職責との関係からいってですね、今回のことがどのように関わっているのか、関わっていないかについて、適切に明らかにする必要があるだろうと思うんですね。

実は、新体育館移動式観覧席のことがありましたよね。あのときに、終盤に近い調査特別委員会で、私は質疑通告も出し、質問の準備もしておったんですけど、すぐそこまでご本人がお見えになったんだけど、インターネット中継は嫌だというようなことで、証人喚問に応じなかった。で、議会としては、不出頭罪ということで、告発に当たるということで告発しました。そういう経過がある中で、新体育館の問題もですね――。

○委員長

川上委員、質疑が審査範囲外に及んでいる可能性があります。

○川上委員

というようなことで、何ら明らかになってないんです。そのことについて、紹介議員は、今回のこととの関連性について、感じるころがあつて紹介議員になったんでしょうか。

○江口議員

先ほど打合せした中では、言われるように、移動式観覧席のときに指摘されていて、なおまた今回同じように飲食を同席なされているということに対して、いかがなものかということは、紹介議員として感じているというお話はお聞きしております。

○川上委員

ここ10年くらいの間振り返っただけでもですね、2016年のこの鎮西中学校校区の潤野小学校、八木山小学校、蓮台寺小学校、そして鎮西中学校を統合して鎮西小中一貫校を造ります。でも当然ながら、各小学校、中学校は跡地が残ります。そうした中で、今度の鎮西中学校も跡地が生じると、建物とともに跡地が生じるということなんだけど、今の小中一貫校建設工事は5校区ありましたね。5校区全て100%落札だったんですよ。市内のSランク級のところが、続々と100%で入札します。

○委員長

川上委員、質疑が範囲を超えていると判断いたします。

○川上委員

そうですか。分かりました。

100%で応札します。くじ引します。次は落除きで、次々に100%入札して――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:49

再 開 13:49

委員会を再開いたします。

○川上委員

これはですね、新卒の官製談合が行われたんじゃないかという指摘を私はしたことがあります。今度の売却問題をめぐる、政治家と市議会議員、それから市幹部の癒着の疑いというのはですね、今回だけのことではない。歴史的なことがあるわけですよ。例えば、筑豊ハイツの問題もありますよ。12億円をね、九特興業が取っていくんだから。

○委員長

川上委員、今回の百条委員会の議題の質疑をお願いします。

○川上委員

ですから、そういうことを請願者は全て御存じなんですよ。一連のこの政治家、市議会議員と市役所の契約関係とか、影響がどのようになっていたかとか、ですから――。

○委員長

川上委員、それを御存じだったかどうかは委員の意見だと思います。（発言する者あり）

○川上委員

御存じのはずです。もう社会的に分かっていることです。ですから、その疑念というか、疑惑に疑惑が重なった上で、今回のことについて、初めて起きたことではなくて、歴史的なことを、経過的なことをきちんと捉えられて請願されたんじゃないかと思うんですよ。その辺については、ほかの紹介議員とも話をされたと言われましたけど、どういう認識だったんでしょうか。

○江口議員

先ほど確認したのは、移動式観覧席と同じように飲食をしている、共に飲食をしている、そこに関しては問題があるというふうなところについては共有はできておりますが、それ以前については、共有はしておりません。確認しておりません。

○川上委員

で、移動式観覧席のときにですね、百条調査委員長報告で教訓を明らかにしているところがあるんだけど、それでもですね、同時並行でこんなことが起こってくるんですよ。今回のことは、3月17日に告発するでしょ。そのときに、このことを、もしかしたら、当該の関係者たちは、決意を固めていた危険性もあるわけですよ。そういった点でいえば、調査対象としてはですね、私一般質問で一つは言いましたが、ちょっとアトランダムになりますけど、不動産鑑定会社、これ名前言わなかったでしょ。それから――。

○委員長

川上委員、今回の百条委員会設置の請願についての質問をお願いします。広範囲に幅がどんどんどんどん広がってますんで。

○川上委員

すみません、今不動産会社のことを言っているんですよ。鑑定、不動産鑑定、あの土地を鑑定した人のことを言っているんですよ。

○委員長

じゃあそのまま続けてください。

○川上委員

これは調査対象になるんじゃないかと思うんですね。

それから、もちろん先ほど言いました久世副市長、証人喚問対象になりますよね。それから、当該の部長、課長、それから、坂平末雄市議会議員ね、それから、現状有姿で売却していますので、解体が必要でしたよね。そうすると、解体の業者、いつ解体を頼むという契約というか、最初の話をついたか。はるか以前にしている可能性がありますよね。自分が百条調査を拒否した、証人喚問を拒否した頃かもしれないし、それより早いかもしれない。それから、造成工事を受注した業者とはいつ準備をしてくれという話になっていたかとか、聞かないといけないし、そういう方々は証人尋問の対象になるのではないかなと思ったんだけど、紹介議員はどういうふうに請願者から聞いていますか。

○江口議員

その点について詳細に請願者のほうからはお聞きしておりません。ただ、当然のことながら請願事項から考えると、そういったものも範囲に入るのではないかと、私としては考えます。

○委員長

本請願は百条委員会の設置を求める請願です。それで、本委員会の審査は、紹介議員への質疑を行った上で、請願の内容が、百条委員会を設置することに対しての賛否を判断していく質疑だと思っています。その質疑の範囲を超えないように、再度お願いします。

○川上委員

全く超えてないと思います。私の質問は、そういう方々が対象になるんじゃないかと言ったのに対して、紹介議員はなるでしょうねということだったんですかね。

○江口議員

先ほどもお答えしましたが、請願者とその点について詳細に打合せを私はしておりません。ただ、請願事項から読む限り、そういったことも対象になるんじゃないかと、私自身としては考えております。

○委員長

江口議員、紹介議員として自分の意見は述べないように。今の最後のところ。

○川上委員

それでね、先ほどの10年間、10年を超える期間に、政治家と市幹部との癒着は薄くなっていくんでしょうか。深まっていますよね。それから言えばですね、いつ頃から、政治家と市幹部の関係、あるいは業者との関係が深まっていったのか、とかいうのは、今度の百条委員会で明らかにしていくいい機会だと思うんですよ。それから言えばね、先ほど言いましたけど、2016年の小中一貫校の5工区の100%落札について、請願者から紹介議員は、このことも明らかにしてもらいたいんだというようなこと、あるいは、こういう問題意識があるんだということは聞いたことはないですか。

○江口議員

私自身はございません。

○川上委員

新体育館の建設をめぐってもですね、技術者が足りないとかいうことで応札しないとか、あるいは応札しようとしたけど途中でやめるとか、建設中止という事態が半年間ぐらい続いたでしょう。ああいうことにもね、現職の議員が関わってないかという問題があるんですよ。そういうことは請願者から聞いてないですか。

○江口議員

先ほど同様、そういったことに関しては、私はお聞きしておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

私も幾つかお聞きしたいと思いますが、まずちょっと紹介議員にお聞きしたいんですけど、議会というのは、私としては委員会主義だというふうに習って今までやってきたんですけど、そのご認識をまずお伺いしたい。

○江口議員

飯塚市議会としては委員会主義をとっている、そのとおりだと思っております。

○藤堂委員

ちょっと、過去の経緯等で、令和5年9月でしたっけ、所管事務調査がありましたよね。次に一般質問がありましたよね。というような事実はあったと思うんですけど、その内容的に、所管事務調査をしました。その内容としては、公人が、公人である議員が、公有の土地を買っていいのか、倫理感的なところの所管事務だったというふうに私は捉えていると、そういう事実は残っていると思うんですけど、その後、一般質問等で、入札に対してのことが聞かれていたと思うんですけど、先ほど、江口議員の、ほかの委員の質問で、ほかの選択肢もあるんじゃないかなというお答えがあったと思うんですけど、すなわち、まだ百条委員会じゃなくても、調査は別の形でできるよねと捉えたんですけど、その辺ちょっとまたご認識をお伺いします。

○江口議員

先ほどもお答えしましたが、議会として別な形を取るのも、それは議会としての判断かもしれません。ただ、今回の請願に関しては、これを百条委員会としてきちんとやっていただきたいという請願でございます。その請願に対して、私も議員が、いやいやこちらを先にしてとかいうのに関してはいかがなものかと思っております。それを選ばれるのは、政治倫理条例に基づく審査会を選ぶのか、住民監査請求を選ぶのか、議員に頼んで一般質問でやってもらうのを選ぶのか、そういった委員会で取り上げてもらうことを選ぶのか、それはそれぞれの市民の判断であり、それについては尊重すべきものだと考えております。

○藤堂委員

これ、紹介議員がお三方いて、そのうちの1人は多分小幡議員、総務委員会だと思うんですけど、この間5月に委員会ができて、私総務委員会で、田中さんも総務委員会で、入札に関して所管事務調査をしたいというふうなお話があって、委員会としても全然いいんじゃないかというお話があったんですけども、その点ですね、この請願を頂いたときにそういうお話をされたのかどうかという確認がしたいんですけど、その辺どうでしょうか。

○江口議員

私は、その点については何も存じておりません。

○藤堂委員

そういうのを踏まえても、まず私としては、入札の細かいことに関して、委員会で所管事務調査なりをして、その上で疑義が残るのであれば、次のステップに進むというのが、流れとしては、議会の流れとしては、妥当なんじゃないかというふうに思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○江口議員

所管事務調査並びに一般質問がなされたことは存じております。ただそれに対して、それで公正性、透明性、納得性が全て満たされたものではないと考えられたので、百条委員会を求めたんであると思っています。

ですから、何もためらうことなく、百条委員会を設置してよろしいのではないかと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

この旧鎮西中学校跡地のプロポーザルですけど、提案内容がですね、宅地分譲地を造ると、そういう提案内容だと思います。これがもう令和5年の、私が所管事務調査したときはもう売却がされておったので、それからどンドン進んでいっているんですけど、現状ですね、宅地造成も終わり、分譲地を、もう売却も進んでいるというお話を聞き及んでおりますが、例えばこの調査を、百条調査を実施するに当たってですね、例えば購入されたのも、土地の分譲地を購入されたのは市民ですよ。この市民に及ぼす影響、その辺は紹介議員としてどのようにお考えでしょうか。

○江口議員

そこに関しては、私は特に考えておりません。これはあくまでも飯塚市と現職市議との売買が適正だったのかどうなのか、そこに対する調査であると考えています。

○赤尾委員

別段、購入された市民のことは考える必要がないんじゃないかという、そういう回答というか、答弁でしょうか。

○江口議員

というか、そこに気を使うあまり、この事実に関して調査をきちんとやらない、そのことのほうが議会として不誠実だと考えます。

○赤尾委員

仮設の話になりますけど、令和5年9月に所管事務調査が総務委員会で行われたと。で、その時点ではまだ、これ現状有姿で土地を売ったんですね、中学校跡地を。校舎もまだ解体に着手してない状態であったと記憶しておりますが、なぜ今のこのタイミングなのかというところなんです。時期的に。もう校舎は解体され、宅地造成も完了し、もう分譲地の販売が進んでしまっている。現状進んでしまっている。ここで百条委員会を設置するという調査方法を、市民の方、さっきの質問とちょっと重複するかもしれませんが、その辺のことが議会運営ルールとして、ご理解されないというのは当然のことでしょう。ただ、紹介議員としてですね、その辺の説明責任というか、助言の責任というのは、私はあるんじゃないかなと思いますが、これ、江口議員に言っているわけじゃないです、紹介議員さん全ての方です。当然のことながら、もう分譲地をいい所だと、ここを今後の市民の方の感情からするとですよ、心情からすると、ここで、この先、飯塚市で生活していきたいと思って、夢も希望も持って分譲地を買われていると思うんですよね。ここに対する影響というのは、市民に対する影響というのは、私は考えるべきだと思いますが、その辺のことをちょっとお聞かせください。

○江口議員

先ほども申しましたが、そこに気を使うあまり、今回の問題についてきちんと調査をしないことのほうが議会としていかななものかと思っております。

○赤尾委員

優先順位として制度の改善とか、その辺が先ですよと、当然市民のことも考えていますよと、そういうお話でしょうか。

○江口議員

あともう一点付け加えます。この問題については、令和5年か6年かに、1度百条委員会を立ち上げたいという話が議会の中でも起きました。ただそのときは、いやいやそれについてはきちんと、所管事務調査なり、一般質問なりをしてから、それから、それからやったらいいんじゃないという話で、それについてはなくなったと聞き及んでいます。そして、そのことを含めて、今回出され、そのことを含めて、紹介議員の一人は、今回の請願について賛成して、紹介議員になったという話も聞いております。

で、なぜ今なのかに関しては、それは、請願者が決断をしたから。そこに対して、私どもがあれこれ言う話ではないと考えております。

○赤尾委員

今議会の場とおっしゃいましたか。というのは、公の、例えば議会なり委員会でそういう議論がなされたということですか。

○江口議員

代表者会議でそれについてはなされたと記憶しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

すみません、先ほどの代表者会議の件、私ちょっと存じ上げないんですけど、そんな話があって、賛成するかしらないかみたいな会議が、会議というか、代表者会議であったということですけど、そういうのがあったんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:08

再 開 14:18

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

議会として、この百条委員会に関するやつを議論したということなんですけど、確認したら、代表者会議で話していて、別にそれは公の場ではないので、そこだけちょっとご確認で。公の場でやってないですよという確認が取れれば。

○江口議員

代表者会議は非公式協議でございますので、公式かどうかと言われたらそのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。江口議員ありがとうございました。退席されて結構です。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:20

再 開 14:30

委員会を再開いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。私は「請願第18号 旧鎮西中学校跡地売却にかかる公募・審査・採点・落札における不透明性の解明のための百条委員会（地方自治法第100条に基づく

特別委員会)の設置を求める請願」に賛成の立場から討論を行います。

政治家と市幹部、業者の癒着の疑惑は、公正で透明な市政運営を確立する上で不可欠であります。本市において、このテーマは、合併以来の長期にわたるテーマであり、住民の監視とともに、市議会の大きな課題となっています。例えば、学校施設の大規模改修工事において、100%落札がしばらく続いた後、2016年あたりから、小中一貫校関連工事が始まり、鎮西小中一貫校建築工事については、5校区全てにおいて、予定価格の価額でくじ引が行われ、落札率は全て100%となったのであります。

日本共産党は、新しい官製談合の形である疑いが強いと指摘をして論戦をしました。

筑豊ハイツについては、パラリンピック車いすテニス競技の南アフリカ選手団の宿舎が不足するから必要だなどとして、新しい施設を建築するという方針になったわけです。これについては、事前に当時の市長が通訳を帯同して、南アフリカまで海外出張をしたわけであります。こんなことまでして本当に必要だったのでしょうか。これは結局は新型コロナウイルス感染症の流行により、大会そのものが中止となったので、全く不必要なものとなったわけです。ところが、この新施設については、DBOで九特興業等の勢力が受注をしたわけであります。

また、新体育館建設をめぐるのは、地元業者と大手ゼネコンとの共同体が入れ代わり立ち代わり応札をしない、応札をして撤退するなどを続けて不調が続く、とうとう工事中止になった上に、落札した後の工事においては、地盤工事においてフミン酸が出たと言って工事費を積み増し、多額の税金を追加投入したのであります。

移動式観覧席をめぐるのは、多くの市民が承知されていることが多いわけですが、2023年3月には調査終了ということで、委員会は多数決で決定しました。日本共産党は、それについては、調査継続を主張して、終了に反対したわけです。

その後に、今回の土地売却問題が生じたわけです。今回の案件は、鎮西中学校跡地に関わることですが、9月10日の一般質問でも明らかにしましたが、売却価額の見直し、応募までの流れに、当事者である市議会議員、坂平末雄市議会議員、久世副市長ほかの市幹部との癒着が継続していなかったかの疑惑を究明するのは、飯塚市議会の当然の役割であり、この事態の究明には、地方自治法で与えられた最も強い権限である百条調査で臨む必要があります。

証人喚問対象には、坂平末雄市議のほか、久世副市長、行政経営部長、財産活用課長、ほかの市幹部、また、関係する事業者の皆さんにも来てもらう必要があるわけであります。

この疑惑の究明、徹底究明は、本市が今取り組もうとしているサンビレッジ茜に関する事業、最大2億円の補助金を市役所が事業者支援金を出そうという事業プランもあるわけです。このプランについては、事業者がどのくらい手を挙げてくれるか――。

○委員長

川上議員、本請願の討論をお願いします。

○川上委員

最後まで聞いてください。

それで、そうした中で、またもや応募者がいないとかいう局面の中で、筑豊ハイツのような事態になりかねないのではないかと心配するわけです。

福岡県議会の闇について、百条調査が必要だという声が高いわけです。県民の公正で透明な行政を求める声の中にはですね、百条調査が絶対必要だという声があるわけですから、今回の請願についてはですね、飯塚市議会はずっと百条調査で応える、そういう責務があろうと思います。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○田中委員

私はこの「請願第18号」につきまして、採択に反対の立場から討論をしたいと思います。

市有財産の処分に市民の皆様が関心を持たれ、請願をもって意思を示されたことは敬意を表するものであります。しかしながら、第1に、請願の理由で述べている採点上の疑問点につきましては、既に本会議での一般質問においても指摘がなされ、執行部から答弁もなされております。議会の監視機能は現に動いているというふうに感じています。

第2に、請願が求める審査委員の採点内容は、既に公にされている状況でもあります。

第3に、公募型プロポーザル方式による売却については、議会の指摘を受け、既に執行部における見直しが進められております。

罰則を伴う例外的な調査は、通常的手段が尽くされて初めて検討されるべきものであり、本件において、その相当性は認められません。議会が今なすべきことは、制度の改善に向けた提言であると考えております。

以上により、本請願は不採択とすべきものであると申し上げ、討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○小幡委員

「請願第18号」に賛成の立場で討論いたします。

御存じのとおり紹介議員の1人として、正式には本会議の場で賛成討論を述べさせていただきたいと思いますが、請願者が請願権をもって、これ市民の唯一の権利ですね、をもって、今回、百条委員会を設置して、チェックをする議会が、自らしっかりと調査をしてほしいと、我々の代表であるだろうということから、過去の一般質問等を見られたんでしょう、私のところに相談に来られたのが事実であります。

請願者のおっしゃるとおり、まず請願理由の中に公平性というのがあります。公平性、これを公有財産は市民共有の財産なのに、これの売却に当たってね、市議会議員と一般の住民が競争で公有地を購入しようとしたときに、ここに公平性が保たれますかという1点。

それと審査過程は、本当に透明性があって、選ばれた審査委員の中で、的確な点数がつけられたのかという疑問があるということでした。審査の過程がおかしいというのは、これは請願者の気持ちですので、そこを議会でしっかりとチェックしていただきたいという要望でございました。

私も3度ほどこの件については一般質問したんですけども、納得いく回答は執行部からは伺っておりません。特に、議員が公有財産を購入して金もうけをしていいのかと問われたときに、私は、それはあまり良いことではないと考えますと。このままだとやむやにすると、定数でいけば28人、将来24人になるんでしょうけど、その議員たちが公有地をどんどん購入して金もうけをすることを市民が許すということになると。議会だって許すのかと。その1点については、こちらも返答のしようがなかったのが事実でございます。

ですから、今回は事務事業ですから、的確に相手が議員であろうと誰であろうと、しっかりと審査があったかどうかの審査を、我々がせずして誰がするんですか。というところです。

なおかつ、今から先、一般質問や所管事務調査をまた開始すればいいということでありましたが、まるっきり県と一緒にじゃないかということも言われました。これから一般質問を誰がしますか。この委員の中で誰かが追及していただけますか。というようなことであったので、しっかりと百条委員会を設置し、我々の疑義に答えてほしいということでありました。

なおかつ、先ほどのお話がありましたが、移動式観覧席で、業者と議員と職員の会食という問題があって、百条委員会が設置されたことは皆さん御存じのとおりであります。今回も4月28日の公募が終わった後に、公募の前もそうですが、2回ほど食事がなされたそうです。これは、私は見ていませんけど、聞いた伝言になりますが、審査委員の方が一緒に、特定購入者と食事を交わっていた。何の会話かは分からないが、そういうことを平然とやっているのかということですね。

それぞれ、過程についても、公平性についても、透明性についても、まだまだ調査が必要と私は考えますので、紹介議員にも名を連ねておりますが、ぜひとも、この請願を通して、百条委員会の設置を求めておられる請願者の期待に沿って粛々と進めていくべきと、賛成の立場を表明させていただきます。以上です。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○赤尾委員

私は「請願第18号」について、反対の立場から討論を行います。

まず申し上げたいのは、私は旧鎮西中学校跡地の売却について、これ以上調査をする必要がないという立場ではありません。市有財産は市民の大切な財産であり、その売却には公平性、透明性、そして市民が納得できる説明が求められます。

今回、市民の皆様から請願という形で疑念が示されることについても、議会として真摯に受け止める必要があると考えています。

私自身、令和5年、議員となった1年目に市有地売却について疑問を持ち、総務委員会において所管事務調査を求めました。その中で、1者応募による競争性や公平性の問題、法人と個人を同じ条件で審査することの問題、さらには公人である現職議員が市有財産の売却相手方となることについて、制度上の適否だけではなく、倫理的、道義的な観点からも検討すべきではないかと、市民の政治不信につながることにならないかという問題を指摘し、選定制度の改善を求めました。

したがって、私は今回初めてこの問題に疑問を持ったわけでも、問題がなかったと考えているわけでもありません。

しかし、今回私たちが判断しなければならないのは、調査するかしないかではありません。その調査手段として、現時点で百条委員会を設置する必要があるのか、私はそこが今回の判断の核心であると考えています。

先ほどの質疑でも確認したように、本件については、令和5年9月の所管事務調査に加え、紹介議員ご自身もその後複数回にわたり一般質問で調査を続けてこられました。その結果、売却価格、公募条件、審査方法、事業者選定委員会の構成など、具体的な事実関係が明らかにされています。

私は通常の議会活動による調査が決して無力であるとは考えていません。私自身も旧立岩交流センター跡地について、1度の質問で終わらせることなく継続して調査し、制度そのものの問題まで行政に問い続けてきました。

その後の事業者選定について、行政は旧二瀬交流センター以降、中小企業診断士や宅地建物取引士等の外部専門家を委員に加え、審査体制を強化したと答弁しています。

また、旧二瀬では1者のみの応募でありながら、一次審査で得点が6割に満たず、不採択となったことも答弁されています。

私はこの経験からも、通常の議会調査を継続し、問題を指摘し、その結果を制度改善につなげ、さらに改善された制度を検証していくことに大きな意味があると考えています。

そして、本日の質疑を踏まえても、私としては、通常の議会活動による調査をさらに尽くす余地が残されていると判断しています。

本日の質疑において、なお確認すべき事項については示されました。しかし、それが一般質問や所管事務調査、資料要求など、通常の議会活動では解明できず、百条委員会でなければ調査できない事項であるとまでは、私は判断できませんでした。

したがって、まずは通常の議会調査を継続し、その中で何が明らかになっているのか、何がおも明らかになっていないのかを整理する。そして、それでも通常の議会調査では解明できない具体的事項が残り、その解明のために百条委員会による調査が必要となった段階で、改めて

その必要性を判断すべきだと考えます。

私は市民の疑念から目を背けるつもりはありません。また、本請願に反対することをもって、本件の調査を終えるべきだとも考えていません。調査はむしろ続けるべきです。そして、そこで明らかになった問題を、今後同様の問題を生じさせないための制度改善につなげていくべきだと考えています。

調査の必要性については理解する。しかし、その手段として、現時点で百条委員会を設置することについては、時期尚早である。以上の理由から、本請願には反対いたします。

以上で私の反対討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○藤堂委員

私は「請願第18号」に反対の立場で討論します。

ただし、調査は続けるべきかなというふうには思っておりますので、飯塚市議会は委員会主義をとっているというところなので、まずは、私も総務委員会なので、所管においての調査が必要であろうというのが1点ですね。

もう一点が、公人がこういうところを、公の施設を買っていいのかという倫理的な問題があると思うので、そこは政治倫理審査会みたいところで調査されるのがいいのかなというふうに、私としても思っているので、その2点ですね、請願、百条委員会には反対になるんですけども、調査を続けていくというところで、私の討論としたいと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第18号 旧鎮西中学校跡地売却にかかる公募・審査・採点・落札における不透明性の解明のための百条委員会（地方自治法第100条に基づく特別委員会）の設置を求める請願」を採択することに、賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、次回の委員会は9月28日、月曜日の定例会最終日、本会議開会前、午前9時30分から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。